



# 鳥取県公報

令和5年3月24日（金）  
号外第26号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 教委規則 | 令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則（1）<br>（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2<br>鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（2）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 5<br>鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6<br>鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（4）（〃）・・・・・・・・・・・・ 7<br>鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則（5）（〃）・・ 8<br>博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（6）（博物館）・・・・・・・・・・ 9 |
| ◇ 教委訓令 | 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（1）<br>（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16<br>鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（2）（〃）・・・・・・・・・・ 25<br>鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（3）（〃）・・・・・・・・ 26   |

# 教育委員会規則

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

## 鳥取県教育委員会規則第1号

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課</p> <p>(1)～(3) 略</p><br><p style="padding-left: 2em;">教育人材開発課～体育保健課 略</p> <p>2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">図書館 略</p> <p style="padding-left: 2em;">博物館</p> <p>(1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第4項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p><br><p>第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第2項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> | <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">教育人材開発課～体育保健課 略</p> <p>2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 略</p><br><p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">図書館 略</p> <p style="padding-left: 2em;">博物館</p> <p>(1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p><br><p>第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> |

| <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">4 教育センター</td> <td>総務課、教育企画研修課、<u>教育 D X 推進課</u></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県立博物館協議会</td> <td>博物館</td> </tr> <tr> <td>鳥取県美術資料収集評価委員会</td> <td>美術館整備局美術館整備課</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 略                                   | 4 教育センター | 総務課、教育企画研修課、 <u>教育 D X 推進課</u> | 略 | 附属機関 | 庶務担当機関 | 略 |  | 鳥取県立博物館協議会 | 博物館 | 鳥取県美術資料収集評価委員会 | 美術館整備局美術館整備課 | 略 |  | <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">4 教育センター</td> <td>総務課、教育企画研修課、<u>G I G A スクール推進課</u></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県立博物館協議会</td> <td>博物館</td> </tr> <tr> <td>鳥取県美術資料収集評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 略 | 4 教育センター | 総務課、教育企画研修課、 <u>G I G A スクール推進課</u> | 略 | 附属機関 | 庶務担当機関 | 略 |  | 鳥取県立博物館協議会 | 博物館 | 鳥取県美術資料収集評価委員会 |  | 略 |  |
|--|-------------------------------------|----------|--------------------------------|---|------|--------|---|--|------------|-----|----------------|--------------|---|--|---|---|----------|-------------------------------------|---|------|--------|---|--|------------|-----|----------------|--|---|--|
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 4 教育センター   | 総務課、教育企画研修課、 <u>教育 D X 推進課</u>      |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 附属機関   | 庶務担当機関                              |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 鳥取県立博物館協議会   | 博物館                                 |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 鳥取県美術資料収集評価委員会   | 美術館整備局美術館整備課                        |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 4 教育センター   | 総務課、教育企画研修課、 <u>G I G A スクール推進課</u> |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 附属機関   | 庶務担当機関                              |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 鳥取県立博物館協議会   | 博物館                                 |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 鳥取県美術資料収集評価委員会   |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |
| 略  |                                     |          |                                |   |      |        |   |  |            |     |                |              |   |  |   |   |          |                                     |   |      |        |   |  |            |     |                |  |   |  |

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課及び教育 D X 推進課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・教育企画研修課 略</p> <p><u>教育 D X 推進課</u></p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課及びG I G A スクール推進課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・教育企画研修課 略</p> <p><u>G I G A スクール推進課</u></p> <p><u>G I G A スクール構想(学校において全ての児童生徒が利用することができる通信端末機器及び通信ネットワークを一体的に整備し、情報通信技術の特性を生かすことにより、個々の児童生徒の能力及び特性に応じて個別に最適化された創造性を育む教育を実現させる構想をい</u></p> |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| <p><u>(1) 教育デジタルトランスフォーメーション</u><br/><u>(デジタル技術の活用による教育の変革をい</u><br/><u>う。)の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等</u><br/><u>に関すること。</u></p> | <p><u>う。)の推進に関すること。</u></p> |
|--|-----------------------------|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第2号**

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月8日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は第6号の規定により届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含め<u>55日</u>以内とする。）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p> | <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は第6号の規定により届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含め<u>57日</u>以内とする。）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第3号**

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月8日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が<u>定める日</u><br/>(総日数は、<u>第6号の規定により定めた体験的学習活動等休業日の日数を含め、55日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日</u><br/><u>校長が定める日</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。</p> | <p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が<u>定めた日</u><br/>(総日数は <u>57日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第4号**

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(休業日)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月8日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日<br/>                     (総日数は、<u>第6号の規定により定めた体験的学習活動等休業日の日数を含め、55日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日</u><br/>                     校長が定める日</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる休業日又は前項の休業日を変更することができる。</p> | <p>(休業日)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日<br/>                     (総日数は、<u>57日以内とする。</u>)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる休業日又は前項の休業日を変更することができる。</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第5号**

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県立学校に勤務する教員（県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県立学校に勤務する教員（県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして改正後の鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の規定を適用する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第6号**

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年鳥取県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(登録原簿)</p> <p>第1条 博物館法(以下「法」という。) <u>第14条第1項に規定する</u>博物館登録原簿は、別記第1号様式による。</p>                       | <p>(登録原簿)</p> <p>第1条 博物館法(以下「法」という。) <u>第10条の規定に</u>基き、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。) <u>に備える</u>博物館登録原簿は、別記第1号様式による。</p>  |
| <p>(登録申請書)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項の</u>登録申請書は、別記第2号様式により、教育委員会に提出しなければならない。</p>                         | <p>(登録申請書)</p> <p>第2条 <u>法第11条の規定による</u>登録申請書は、<u>公立博物館にあつては別記第2号様式、私立博物館にあつては別記第3号様式</u>により、教育委員会に提出しなければならない。</p>                                       |
| <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第3条 <u>法第12条第2項第3号に規定する</u>教育委員会の定める書類は、博物館資料の目録とする。</p>                        |   |
| <p>(登録の基準)</p> <p>第4条 <u>法第13条第1項第3号から第5号までに規定する</u>教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。</p>                        |   |
| <p>(変更届)</p> <p>第5条 <u>法第15条第1項の規定による</u>変更の届出は別記第3号様式により、教育委員会に提出しなければならない。</p>                       | <p>(登録事項等の変更)</p> <p>第3条 <u>法第13条第1項の規定による</u>登録事項等の変更については別記第4号様式により、教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月及び3月の末日現在により、それぞれ翌月10日までに届け出るものとする。</p> |
| <p>(教育委員会への定期報告)</p> <p>第6条 <u>法第16条の規定による</u>運営の状況の報告は、別記第4号様式により、事業年度の終了後速やかに、教育委員会に提出しなければならない。</p> |   |

(博物館の廃止届)

第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第5号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

(公表)

第8条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その都度インターネットその他の方法により当該各号に定める事項があった旨を公表するものとする。

- (1) 法第11条の登録をしたとき
- (2) 法第15条第2項の変更登録をしたとき
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消をしたとき
- (4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をしたとき
- (5) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
- (6) 法第31条第2項の規定による指定の取消をしたとき

(博物館に相当する施設の指定の申請)

第9条 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。)第23条第1項の指定申請書は、別記第6号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

2 省令第24条第1項第2号から第4号までに規定する教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。この場合において、別表体制の項及び施設及び設備の項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、体制の項中「博物館を」とあるのは「法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(以下「指定施設」という。)を」と、職員の項及び施設及び設備の項中「博物館の」とあるのは「指定施設の」と、職員の項中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、施設及び設備の項中「博物館を」とあるのは「指定施設を」とする。

別表(第4条関係)

| 項目 | 基準  |
|----|---|
| 体制 | 1 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び施設及び設備の項第1号において同じ。)並びに博物館 |

(博物館の廃止)

第4条 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届は、別記第5号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

(公示)

第5条 教育委員会は、次に掲げる事項については、その都度鳥取県公報により公示するものとする。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき
- (4) 法第15条第2項の規定による登録をまつ消したとき

|      |  |
|------|--|
|      | <p>資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>2 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>3 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。</p> <p>4 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>5 単独で、又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>6 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>7 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p> |
| 職員   | <p>1 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>2 学芸員が置かれていること。</p> <p>3 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p>   |
| 施設 及 | <p>1 博物館資料の収集、保管及び展</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| び設備 | 示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。<br>2 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。<br>3 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。<br>4 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館を利用する上での困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 |
|-----|---|

第2条 博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式

博物館登録原簿

登録番号 \_\_\_\_\_

| 登録(変更)年月日 | 設置者の所在地 | 設置者の住所 | 博物館の名称 | 博物館の所在地 | 備考 |
|-----------|---------|--------|--------|---------|----|
|           |         |        |        |         |    |
|           |         |        |        |         |    |
|           |         |        |        |         |    |
|           |         |        |        |         |    |

備考

- 1 設置者の住所の欄は、公立博物館にあつては記入は不要とする。
- 2 登録事項に変更があった場合は変更年月日と変更した事項のみ記載すること。

別記第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称

- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 添付書類
  - (1) 博物館の設置に関する条例又は登記事項証明書の写し
  - (2) 館則の写し
  - (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
  - (4) 当該年度における事業計画書及び予算書又は収支の見積に関する書類
  - (5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面
  - (6) その他法第13条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

別記第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更する事項の内容
  - (1) 変更年月日
  - (2) 変更事項
- 2 変更の理由

別記第4号様式

博物館定期報告書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第16条の規定により、年 月 日時点の当館の運営の状況について下記の事項を添えて報告します。

記

- 1 当該年度の運営状況を示す書面
- 2 当該年度の事業概要を示す書面
- 3 当該年度新たに整備し、又は廃止した博物館資料の目録

別記第5号様式

博物館廃止届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式

指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

博物館法第31条の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

- 2 設置者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 設立年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 添付書類
  - （1）当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたものの内容がわかる書類
  - （2）博物館法施行規則第24条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定（以下これらの規定を「暫定再任用関係規定」という。）により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、職名変更（第1号に掲げるものを除く。）、兼職（前号に掲げる</u></p> | <p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）<u>又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、職名変更（第1号に掲げるものを除く。）、兼職（前号に掲げるものを除く。）、兼務（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達</p> |

ものを除く。)、兼務(前号に掲げるものを除く。)、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除(前号に掲げるものを除く。)、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。)による伝達

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員(第2及び第3に掲げる職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は暫定再任用関係規定により採用する場合を除く。)

鳥取県(ア)……に任命する  
……職……級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

(ア) 職員の種類の別とする。  
○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

○所属課所の長への採用

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員(第2及び第3に掲げる職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)

鳥取県(ア)……に任命する  
……職……級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

(ア) 職員の種類の別とする。  
○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

○所属課所の長への採用

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <p>(イ)……を命ずる<br/>任期は…年…月…日<br/>までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は<br/>……時間とする</p> <p>2 昇任（現に有する<br/>職より上位の職を命<br/>ずる場合）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> | <p>の場合を除く。<br/>(イ) 職名とする。<br/>○任期付研究員、地方公<br/>務員の育児休業等に関<br/>する法律（平成3年法<br/>律第110号）第6条第<br/>1項（第1号に限<br/>る。）又は第18条第1<br/>項の規定により採用さ<br/>れる職員（以下「育児<br/>休業等任期付職員」と<br/>いう。）、特定任期付職<br/>員、任期付職員の採用<br/>等に関する条例第2条<br/>第2項の規定により採<br/>用される職員（以下<br/>「一般任期付職員」と<br/>いう。）又は同条例第<br/>3条若しくは第4条の<br/>規定により採用される<br/>職員（以下「任期付職<br/>員」という。）を採用<br/>する場合に限る。<br/>○任期付職員の採用等<br/>に関する条例第4条の規<br/>定により採用される職<br/>員（以下「任期付短時<br/>間勤務職員」とい<br/>う。）又は地方公務員<br/>の育児休業等に関する<br/>法律第18条第1項の規<br/>定により採用される職<br/>員（以下「育児短時間<br/>勤務に伴う短時間勤務<br/>職員」という。）の1<br/>週間の勤務時間を定め<br/>る場合に限る。<br/>○職員の種類を異動させ<br/>る場合に限る。<br/>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への昇任の</p> | <p>(イ)……を命ずる<br/>任期は…年…月…日<br/>までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は<br/>……時間とする</p> <p>2 昇任（現に有する<br/>職より上位の職を命<br/>ずる場合）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> | <p>の場合を除く。<br/>(イ) 職名とする。<br/>○任期付研究員、地方公<br/>務員の育児休業等に関<br/>する法律（平成3年法<br/>律第110号）第6条第<br/>1項（第1号に限<br/>る。）又は第18条第1<br/>項の規定により採用さ<br/>れる職員（以下「育児<br/>休業等任期付職員」と<br/>いう。）、特定任期付職<br/>員、任期付職員の採用<br/>等に関する条例第2条<br/>第2項の規定により採<br/>用される職員（以下<br/>「一般任期付職員」と<br/>いう。）又は同条例第<br/>3条若しくは第4条の<br/>規定により採用される<br/>職員（以下「任期付職<br/>員」という。）を採用<br/>する場合に限る。<br/>○任期付職員の採用等<br/>に関する条例第4条の規<br/>定により採用される職<br/>員（以下「任期付短時<br/>間勤務職員」とい<br/>う。）又は地方公務員<br/>の育児休業等に関する<br/>法律第18条第1項の規<br/>定により採用される職<br/>員（以下「育児短時間<br/>勤務に伴う短時間勤務<br/>職員」という。）の1<br/>週間の勤務時間を定め<br/>る場合に限る。<br/>○職員の種類を異動させ<br/>る場合に限る。<br/>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への昇任の</p> |
|---|--|---|--|

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>……を命ずる<br/>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> <p>3 降任（現に有する<br/>職より下位の職を命<br/>ずる場合）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる<br/>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> <p>4 <u>配置換</u>（昇任及び<br/>降任以外の方法で、<br/>所属課所の変更又は<br/>同種と認められる他<br/>の職を命ずる場合。<br/>ただし、単に職名を<br/>変更する場合を除<br/>く。）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> | <p>場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前<br/>再任用短時間勤務職員</u><br/>又は<u>暫定再任用職員</u>が<br/>期限又は任期の定め<br/>のない職員となる場合<br/>に限る。</p> <p>○職員の種類を異動さ<br/>せる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への降任の<br/>場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前<br/>再任用短時間勤務職員</u><br/>又は<u>暫定再任用職員</u>が<br/>期限又は任期の定め<br/>のない職員となる場合<br/>に限る。</p> <p>○職員の種類を異動させ<br/>る場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への<u>配置換</u><br/>の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及<br/>び課長又はこれに相当<br/>する職以上の職員を<u>配<br/>置換</u>する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前<br/>再任用短時間勤務職員</u></p> | <p>……を命ずる<br/>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> <p>3 降任（現に有する<br/>職より下位の職を命<br/>ずる場合）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる<br/>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> <p>4 <u>配置換え</u>（昇任及<br/>び降任以外の方法<br/>で、所部課所の変更<br/>又は同種と認められ<br/>る他の職を命ずる場<br/>合。ただし、単に職<br/>名を変更する場合を<br/>除く。）<br/>鳥取県……に任命す<br/>る<br/>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定め<br/>のない職員となる</p> | <p>場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任<br/>用職員</u>が期限又は任期<br/>の定めのない職員とな<br/>る場合に限る。</p> <p>○職員の種類を異動させ<br/>る場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への降任の<br/>場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任<br/>用職員</u>が期限又は任期<br/>の定めのない職員とな<br/>る場合に限る。</p> <p>○職員の種類を異動させ<br/>る場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場<br/>合に限る。ただし、所<br/>属課所の長への<u>配置換<br/>え</u>の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及<br/>び課長又はこれに相当<br/>する職以上の職員を<u>配<br/>置換え</u>する場合に限<br/>る。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任<br/>用職員</u>が期限又は任期</p> |
|---|---|--|--|

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p> <p>5～41 略</p> <p>42 <u>定年前再任用</u>（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用する場合</u>）又は<u>暫定再任用</u>（<u>暫定再任用関係規定により採用する場合</u>）<br/>鳥取県…に<u>定年前再任用</u>する<br/>鳥取県…に<u>暫定再任用</u>する<br/>……職……級に決定する<br/><u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u><br/><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u><br/><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附</u></p> | <p>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員のうち地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用の場合</u></p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用を除く。）の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</u></p> | <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p> <p>5～41 略</p> <p>42 <u>再任用</u>（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合</u>）<br/>鳥取県…に<u>再任用</u>する<br/>……職……級に決定する</p> | <p>の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p> |
|--|---|---|---|

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p>則第15条の規定により算定した給料月額を給する<br/>……勤務を命ずる<br/><br/>……を命ずる<br/>任期は…年…月…日までとする<br/>1週間の勤務時間は…時間とする</p> | <p>の職を占める職員としての採用に限る。)の場合<br/><br/>○所属課所の長への定年前再任用又は暫定再任用の場合を除く。<br/><br/>○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> | <p>……勤務を命ずる<br/><br/>……を命ずる<br/>任期は…年…月…日までとする<br/>1週間の勤務時間は…時間とする</p> | <p>○所属課所の長への再任用の場合を除く。<br/><br/>○再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>                        |
| <p>43 任期更新<br/>暫定再任用の任期を…年…月…日まで更新する</p>   | <p>○令和3年改正法附則第4条第3項(令和3年改正法附則第5条第5項、第6条第3項又は第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定により暫定再任用の任期を更新する場合に限る。</p>                                | <p>43 任期更新<br/>再任用の任期を…年…月…日まで更新する</p>                                 | <p>○地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</p> |
| <p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>  | <p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>          |
| <p>育児休業等任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>  | <p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>  | <p>育児休業等任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>                                      | <p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>                    |
| <p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>   | <p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>   | <p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>   | <p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>           |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p>一般任期付職員の任<br/>期を…年…月…日ま<br/>で更新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職<br/>の任期付職員の採用に<br/>関する法律第7条第1<br/>項の規定により一般任<br/>期付職員の任期を更新<br/>する場合に限る。</p> | <p>一般任期付職員の任<br/>期を…年…月…日ま<br/>で更新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職<br/>の任期付職員の採用に<br/>関する法律第7条第1<br/>項の規定により一般任<br/>期付職員の任期を更新<br/>する場合に限る。</p> |
| <p>任期付職員の任期を<br/>…年…月…日まで更<br/>新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職<br/>の任期付職員の採用に<br/>関する法律第7条第2<br/>項の規定により任期付<br/>職員の任期を更新する<br/>場合に限る。</p>   | <p>任期付職員の任期を<br/>…年…月…日まで更<br/>新する</p>  | <p>○地方公共団体の一般職<br/>の任期付職員の採用に<br/>関する法律第7条第2<br/>項の規定により任期付<br/>職員の任期を更新する<br/>場合に限る。</p>   |
| <p>44 任期満了退職</p>  |   | <p>44 任期満了退職</p>  |   |
| <p><u>定年前再任用又は暫<br/>定再任用</u>の任期の満<br/>了による退職</p>                                | <p>○<u>定年前再任用短時間勤<br/>務職員又は暫定再任用<br/>職員</u>が任期の満了によ<br/>り退職する場合に限<br/>る。</p>                | <p><u>再任用</u>の任期の満了<br/>による退職</p>   | <p>○<u>再任用職員</u>が任期の満<br/>了により退職する場<br/>合に限る。</p>   |
| <p>任期付研究員の任期<br/>の満了による退職</p>   | <p>○任期付研究員が任期の<br/>満了により退職する場<br/>合に限る。</p>   | <p>任期付研究員の任期<br/>の満了による退職</p>   | <p>○任期付研究員が任期の<br/>満了により退職する場<br/>合に限る。</p>   |
| <p>育児休業等任期付職<br/>員の任期の満了によ<br/>る退職</p>  | <p>○育児休業等任期付職員<br/>が任期の満了により退<br/>職する場合に限る。</p>   | <p>育児休業等任期付職<br/>員の任期の満了によ<br/>る退職</p>  | <p>○育児休業等任期付職員<br/>が任期の満了により退<br/>職する場合に限る。</p>   |
| <p>特定任期付職員の任<br/>期の満了による退職</p>  | <p>○特定任期付職員が任期<br/>の満了により退職する<br/>場合に限る。</p>  | <p>特定任期付職員の任<br/>期の満了による退職</p>  | <p>○特定任期付職員が任期<br/>の満了により退職する<br/>場合に限る。</p>  |
| <p>一般任期付職員の任<br/>期の満了による退職</p>  | <p>○一般任期付職員が任期<br/>の満了により退職する<br/>場合に限る。</p>  | <p>一般任期付職員の任<br/>期の満了による退職</p>  | <p>○一般任期付職員が任期<br/>の満了により退職する<br/>場合に限る。</p>  |
| <p>任期付職員の任期の<br/>満了による退職</p>  | <p>○任期付職員が任期の満<br/>了により退職する場合<br/>に限る。</p>  | <p>任期付職員の任期の<br/>満了による退職</p>  | <p>○任期付職員が任期の満<br/>了により退職する場<br/>合に限る。</p>  |
| <p>45～55 略</p>  |   | <p>45～55 略</p>  |   |
| <p>56 昇格（職務の級を<br/>現に属する職務の級<br/>より上位の職務の級<br/>に変更する場合）<br/>……職…級に決定す<br/>る</p> | <p>○<u>定年前再任用短時間勤<br/>務職員</u>の昇格の場合に<br/>限る。</p>  | <p>56 昇格（職務の級を<br/>現に属する職務の級<br/>より上位の職務の級<br/>に変更する場合）<br/>……職…級に決定す<br/>る</p> |   |
| <p><u>職員の給与に関する<br/>条例第4条第11項の<br/>規定により算定した<br/>給料月額を給する</u></p>               | <p>○<u>暫定再任用職員</u>（暫定</p>   |   |   |
| <p><u>職員の定年の引上げ</u></p>   |   |   |   |

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| <p>等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する<br/>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する<br/>……号給を給する</p> <p>57 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合）<br/>……職……級に決定する<br/>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する<br/>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する<br/>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する<br/>……号給を給する</p> <p>58・59 略<br/>第2～第4 略</p> | <p><u>再任用短時間勤務職員を除く。）の昇格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>暫定再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の昇格の場合を除く。</u></p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の降格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>暫定再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の降格の場合を除く。</u></p> | <p>……号給を給する</p> <p>57 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合）<br/>……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する</p> <p>58・59 略<br/>第2～第4 略</p> | <p>○<u>再任用職員</u>の昇格の場合を除く。</p> <p>○<u>再任用職員</u>の降格の場合を除く。</p> |
|--|---|---|---|

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**鳥取県教育委員会訓令第2号**

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(交通法規の遵守等)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 職員は、<u>国内</u>で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> | <p>(交通法規の遵守等)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 職員は、<u>県内</u>で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後  |   |                       |             |        | 改正前                     |  |           |                       |             |        |             |
|--|---|-----------------------|-------------|--------|-------------------------|--|-----------|-----------------------|-------------|--------|-------------|
| 別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）  |   |                       |             |        | 別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） |  |           |                       |             |        |             |
| 1 略  |   |                       |             |        | 1 略                     |  |           |                       |             |        |             |
| 2 教育総務課  |   |                       |             |        | 2 教育総務課                 |  |           |                       |             |        |             |
| 事項   |   | 事務処理権限の区分             |             |        | 事項                      |  | 事務処理権限の区分 |                       |             |        |             |
| 種類   | 内容  | 教<br>育<br>委<br>員<br>会 | 専決権者        |        |                         | 種類   | 内容        | 教<br>育<br>委<br>員<br>会 | 専決権者        |        |             |
|  |   |                       | 教<br>育<br>長 | 次<br>長 | 課<br>長<br>等             |  |           |                       | 教<br>育<br>長 | 次<br>長 | 課<br>長<br>等 |
| 一 地方<br>公務員<br>法に関<br>する事<br>務（事<br>務部局<br>職員に<br>係るも<br>のに限<br>る。）  | 1 同法第17条<br>の規定による<br>職員の任命   |                       |             |        |                         | 1 同法第17条<br>の規定による<br>職員の任命  |           |                       |             |        |             |
|  | (1) 略   |                       |             |        |                         | (1) 略  |           |                       |             |        |             |
|  | (2) 管理職<br>員以外の職<br>員に係るも<br>の                                      |                       | ○           |        |                         | (2) 管理職<br>員以外の職<br>員に係るも<br>の   |           | ○                     |             |        |             |
|  | <b>2 同法第22条<br/>の4第1項の<br/>規定による定<br/>年前再任用短<br/>時間勤務職員<br/>の採用</b> |                       |             |        | ○                       |  |           |                       |             |        |             |
|  | <u>3 略</u>  |                       |             |        |                         | <u>2 略</u>   |           |                       |             |        |             |
|  | <u>4 略</u>  |                       |             |        |                         | <u>3 略</u>   |           |                       |             |        |             |
| <u>5 略</u>   |   |                       |             |        | <u>4 略</u>              |  |           |                       |             |        |             |
| 6 同法第28条<br>の2第1項の<br>規定による管<br>理監督職勤務<br>上限年齢に達<br>している職員<br>の降任又は転 |   |                       | ○           |        |                         | 5 同法第28条<br>の4第1項、<br>第28条の5第<br>1項又は第28<br>条の6第1項<br>若しくは第2<br>項の規定によ |           | ○                     |             |        |             |

|   |   |               |  |  |   |
|---|---|---------------|--|--|---|
|   | 任   |               |  |  |   |
|   | 7 略   |               |  |  |   |
|   | 8 略   |               |  |  |   |
|   | 9 略   |               |  |  |   |
|   | 10 1 から 9 ま<br>でに掲げるも<br>ののほか   |               |  |  |   |
|   | (1)・(2) 略   |               |  |  |   |
|   | (3) 軽易な<br>もの   |               |  |  | ○ |
| 二 地方<br>公務員<br>法の一<br>部を改<br>正する<br>法律<br>(令和<br>3年法<br>律第63<br>号。以<br>下「令<br>和3年<br>改正<br>法」と<br>い<br>う。)<br>に關す<br>る事務<br>(事務<br>部局職<br>員に係<br>るもの<br>に限<br>る。) | 1 令和3年改<br>正法附則第4<br>条第1項若し<br>くは第2項又<br>は第6条第1<br>項若しくは第<br>2項(これら<br>の規定を令和<br>3年改正法附<br>則第9条第3<br>項の規定によ<br>り読み替えて<br>適用する場合<br>を含む。)の規<br>定による定年<br>退職者等の採<br>用 |               |  |  | ○ |
|   | 三 略   |               |  |  |   |
|   | 四 略   |               |  |  |   |
|   | 五 略   |               |  |  |   |
|   | 六 略   |               |  |  |   |
|   | 七 略   |               |  |  |   |
|   | 八 略   |               |  |  |   |
| 3 教育人材開発課   |   |               |  |  |   |
|   | 事項  | 事務処理権限の<br>区分 |  |  |   |

|           |                              |               |  |  |   |
|-----------|------------------------------|---------------|--|--|---|
|           | る定年退職者<br>等の再任用              |               |  |  |   |
|           | 6 略                          |               |  |  |   |
|           | 7 略                          |               |  |  |   |
|           | 8 略                          |               |  |  |   |
|           | 9 1 から 8 ま<br>でに掲げるも<br>ののほか |               |  |  |   |
|           | (1)・(2) 略                    |               |  |  |   |
|           | (3) 軽易な<br>もの                |               |  |  | ○ |
|           | 二 略                          |               |  |  |   |
|           | 三 略                          |               |  |  |   |
|           | 四 略                          |               |  |  |   |
|           | 五 略                          |               |  |  |   |
|           | 六 略                          |               |  |  |   |
|           | 七 略                          |               |  |  |   |
| 3 教育人材開発課 |                              |               |  |  |   |
|           | 事項                           | 事務処理権限の<br>区分 |  |  |   |

| 種類   | 内容  | 教<br>育<br>委<br>員<br>会 | 専決権者        |        |             |
|--|---|-----------------------|-------------|--------|-------------|
|  |   |                       | 教<br>育<br>長 | 次<br>長 | 課<br>長<br>等 |
| 一 任<br>免、服<br>務及び<br>昇給等<br>に関する事務<br>(市町<br>村立学<br>校及び<br>県立学<br>校の教<br>職 員<br>(以下<br>「学校<br>教 職<br>員」と<br>い<br>う。)<br>に係る<br>ものに<br>限<br>る。) | 1 地方公務員法<br>に基づく事務<br>のうち次に掲<br>げる事務  |                       |             |        |             |
|  | (1) 同法第<br>17条の規定<br>による職員<br>(市町村立<br>学校の会計<br>年度任用職<br>員及び臨時<br>的任用職員<br>並びに県が<br>任用する外<br>国語指導助<br>手を除く。)<br>の任命 |                       |             |        |             |
|  | ア 略   |                       |             |        |             |
|  | イ 管理職<br>員以外の<br>職員に係<br>るもの  |                       | ○           |        |             |
|  | (2) 同法第<br>22条の4第<br>1項の規定<br>による定年<br>前再任用短<br>時間勤務職<br>員の採用   |                       |             |        | ○           |
|  | (3) 略   |                       |             |        |             |
| (4) 略  |   |                       |             |        |             |
| (5) 略  |   |                       |             |        |             |
| (6) 同法第<br>28条の2第<br>1項の規定<br>による管理<br>監督職勤務<br>上限年齢に<br>達している   |   | ○                     |             |        |             |
| 一 任<br>免、服<br>務及び<br>昇給等<br>に関する事務<br>(市町<br>村立学<br>校及び<br>県立学<br>校の教<br>職 員<br>(以下<br>「学校<br>教 職<br>員」と<br>い<br>う。)<br>に係る<br>ものに<br>限<br>る。) | 1 地方公務員法<br>に基づく事務<br>のうち次に掲<br>げる事務  |                       |             |        |             |
|  | (1) 同法第<br>17条の規定<br>による職員<br>(市町村立<br>学校の会計<br>年度任用職<br>員及び臨時<br>的任用職員<br>並びに県が<br>任用する外<br>国語指導助<br>手を除く。)<br>の任命 |                       |             |        |             |
|  | ア 略   |                       |             |        |             |
|  | イ 管理職<br>員以外の<br>職員に係<br>るもの  |                       | ○           |        |             |
|  | (2) 略   |                       |             |        |             |
|  | (3) 略   |                       |             |        |             |
| (4) 略  |   |                       |             |        |             |
| (5) 同法第<br>28条の4第<br>1項、第28<br>条の5第1<br>項又は第28<br>条の6第1<br>項若しくは   |   |                       |             |        |             |

|   |  |   |  |   |   |  |  |  |   |
|---|--|---|--|---|---|--|--|--|---|
| 職員の降任<br>又は転任   |  |   |  |   | 第2項の規<br>定による定<br>年退職者等<br>の再任用   |  |  |  |   |
| (7) 同法第<br>28条の5第<br>3項の規定<br>による異動<br>期間の延長<br>の決定、勤<br>務の命令又<br>は降任若し<br>くは転任及<br>び同条第4<br>項の規定に<br>よる異動期<br>間の延長の<br>決定  |  | ○ |  |   |   |  |  |  |   |
| (8) 略   |  |   |  |   | (6) 略   |  |  |  |   |
| (9) 略   |  |   |  |   | (7) 略   |  |  |  |   |
| (10) 同法第<br>55条の2の<br>規定による<br>職員に対す<br>る職員団体<br>の業務に専<br>ら従事する<br>ことの許可  |  |   |  | ○ | (8) 同法第<br>55条の2の<br>規定による<br>職員に対す<br>る職員団体<br>の業務に専<br>ら従事する<br>ことの許可 |  |  |  | ○ |
| 2 令和3年改<br>正法附則第4<br>条第1項若し<br>くは第2項又<br>は第6条第1<br>項若しくは第<br>2項（これら<br>の規定を令和<br>3年改正法附<br>則第9条第3<br>項の規定によ<br>り読み替えて<br>適用する場合<br>を含む。）の規<br>定による定年<br>退職者等の採<br>用 |  |   |  | ○ |   |  |  |  |   |
| 3 略   |  |   |  |   | 2 略   |  |  |  |   |

|  |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
|--|---------------------------|-----------|------|----|-----|--|--|--|---|
| 4 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務            |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| (1)～(5) 略                                      |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| (6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し |                           |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
| 略  |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 略  |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 四 その他の業務に関する事務                                 | 1 職員の昇給等の決定及び給料の補正等       |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
|  | 2 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の決定 |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
|  | 略                         |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 4～8 略  |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 9 各教育局   |                           |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 事項   |                           | 事務処理権限の区分 |      |    |     |  |  |  |   |
| 種類   | 内容                        | 教育委員会     | 専決権者 |    |     |  |  |  |   |
|  |                           |           | 教育長  | 次長 | 課長等 |  |  |  |   |

|  |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
|--|------------------------------------|-----------|------|----|-----|--|--|--|---|
| 3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務            |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| (1)～(5) 略                                      |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| (6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し |                                    |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
| 4 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等               |                                    |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
| 略  |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 略  |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 四 その他の業務に関する事務                                 | 1 事務部局職員の昇給等の決定及び給料の補正等            |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
|  | 2 事務部局職員のうち会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の決定 |           |      |    |     |  |  |  | ○ |
|  | 略                                  |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 4～8 略  |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 9 各教育局   |                                    |           |      |    |     |  |  |  |   |
| 事項   |                                    | 事務処理権限の区分 |      |    |     |  |  |  |   |
| 種類   | 内容                                 | 教育委員会     | 専決権者 |    |     |  |  |  |   |
|  |                                    |           | 教育長  | 次長 | 課長等 |  |  |  |   |

|                         |  |  |  |  |  |   |
|-------------------------|--|--|--|--|--|---|
| 一 任命<br>等に関<br>する事<br>務 | 1 市町村立学<br>校の臨時的任<br>用職員の任免                        |  |  |  |  | ○ |
|                         | 略  |  |  |  |  |   |
| 一 任命<br>等に関<br>する事<br>務 | 1 市町村立学<br>校の臨時的任<br>用職員の任免<br><u>及び給与の決<br/>定</u> |  |  |  |  | ○ |
|                         | 略  |  |  |  |  |   |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。